

京都市集会所新築等補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第141号

京都市集会所新築等補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市集会所新築等補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）その他別に定めがあるもののほか、自治会、町内会その他の住民が組織する団体（以下「自治会等」という。）が行う集会所の新築、増築、改築又は修繕（以下「新築等」という。）に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第4条を削る。

第3条の見出し中「及び限度額」を削り、同条第1項を次のように改める。

補助金の額は、補助事業に要する経費として別に定める基準により認定する額の2分の1に相当する額の範囲内において別に定める額とする。

第3条を第4条とする。

第2条各号列記以外の部分中「集会所」の右に「の新築等」を加え、「もの」を「集会所の新築等で、市長が適当と認めるもの（以下「補助事業」という。）」に改め、同条第1号中「使用権原」を「使用の権原」に改め、同条第2号中「借用期間」を「借用の期間」に改め、同条に次の1項を加える。

2 補助金の交付の対象者は、補助事業を行う自治会等とする。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(交付の目的)

第2条 補助金は、地域における住民の自主的な活動の拠点としての集会所の新築等を支援することにより、住民の福祉の向上及び地域社会の活性化を図ることを目的として交付する。

第5条から第8条までを次のように改正する。

(交付の申請)

第5条 条例第9条に規定する市長等が定める期日は、補助事業に係る工事に着手しようとする日の30日前(災害その他の理由により緊急の必要がある場合にあっては、7日前)の日とする。

2 条例第9条に規定する別に定める事項を記載した申請書は、集会所新築等補助金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)とする。

3 条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 集会所新築等計画書(第2号様式)

(2) 集会所新築等収支予算書(第3号様式)

(3) 工事費見積書

(4) 設計図

(5) 申請に係る集会所の敷地及び建物(新築する場合を除く。)に係る登記事項証明書その他の自治会等が使用の権原を有することを証する書類

(6) 付近見取図

(7) その他別に定める書類

(申請事項の変更等の承認)

第6条 条例第12条第1項の規定による通知を受けた自治会等(以下「交

付決定自治会等」という。)の代表者は、交付申請書若しくはその添付書類に記載した事項の変更(別に定める軽微な変更を除く。)をし、又は補助事業を中止しようとするときは、別に定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 条例第18条第1項に規定する報告書は、集会所新築等実績報告書(第4号様式)とする。

2 条例第18条第1項に規定する市長等が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 集会所新築等収支決算書(第5号様式)

(2) 領収書その他の補助事業の実施に要した費用を支払ったことを証する書類

(3) 集会所の写真

(4) その他別に定める書類

(補助金の概算払)

第8条 市長は、条例第21条第2項の規定に基づき、補助事業に係る工事に着手したとき、及び当該工事の6割が完了したときに、それぞれ補助金の交付予定額の3割に相当する額の範囲内の額について概算払をすることがある。

2 交付決定自治会等の代表者は、前項の概算払を受けようとするときは、別に定めるところにより、市長に請求しなければならない。

第9条を削る。

第10条中「とき」の右に「(条例第26条第1項本文の規定により市長の承認を受けようとするときを除く。)」を加え、同条を第9条とする。

第 1 1 条中「この」を「条例及びこの」に改め、同条を第 1 0 条とする。

第 1 2 条中「の施行について」を「において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し」に改め、同条を第 1 1 条とする。

第 1 号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 5 条関係）

集会所新築等補助金交付申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
主たる事務所の所在地	名称及び代表者名 電話 —

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により補助金の交付を申請します。	
工 事 の 内 容	
申 請 の 理 由	

第 2 号様式及び第 3 号様式中「第 4 条関係」を「第 5 条関係」に改める。

第 6 号様式中「第 1 0 条関係」を「第 9 条関係」に、「第 1 0 条の」を「第 9 条の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都市集会所新築等補助金交付規則第 5 条の規定により交付する旨を決定した補助金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)